



14時 東海三県地盤沈下調査会同時発表  
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年8月30日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
環境管理課	土壌環境係	都竹 弥生	内線 2989 直通 058-272-8230 FAX 058-278-2610

## 令和5年における岐阜県の地盤沈下の状況について

県では、昭和47年から「東海三県地盤沈下調査会」と連携して、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和60年閣議決定）に基づき、岐阜・西南濃地域約350km<sup>2</sup>の範囲を対象に地盤沈下等の状況を調査しています。

令和5年における岐阜県の地盤沈下及び地下水位の状況等についてお知らせします。

### 記

○ 面的な沈下を表す「沈下域」<sup>※1</sup>は認められず、沈下は安定してきています。  
なお、沈下を示した水準点（沈下点）は認められていることから、引き続き監視を行います。

※1 「沈下域」とは、年間1cm以上の沈下を示した水準点が3点以上隣接している地域（面積）のこと。

### 1 岐阜県の地盤沈下等の状況

#### （1）地盤沈下の状況（基準日：令和5年11月1日）

##### ア 沈下した水準点

県内の水準点161点について測量を実施したところ、沈下を示した水準点は161点でした。

県内の主要水準点における標高変動状況は別紙1のとおりです。

##### イ 沈下域

面的な沈下を示す沈下域は認められませんでした。

県内の沈下域面積の経年変化、観測開始からの累積沈下量の大きい水準点の状況は別紙2のとおりです。

#### 沈下を示した水準点の数及び沈下面積（最近5年間の状況）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
水準点数		165	165	167	169	161
沈下点 (点)	2cm以上	0	0	0	0	0
	1cm以上2cm未満	2	1	0	0	5
	1cm未満	157	164	124	25	156
	計	159	165	124	25	161
沈下域 (km <sup>2</sup> )	2cm以上	0	0	0	0	0
	1cm以上2cm未満	約0	約0	0	0	約0
	計	約0	約0	0	0	約0

備考 沈下域の面積で「約0km<sup>2</sup>」とは、沈下した水準点は存在するものの沈下域の形成には至らなかったことを示している。また、「0km<sup>2</sup>」とは、沈下した水準点も存在しないことを示している。

## (2) 地下水位の状況

地下水位観測調査を26箇所の観測井で実施していますが、令和5年の全箇所の年平均地下水位は、前年と比較して約1cm低下しています。

主な観測井における年平均地下水位変動状況は別紙3のとおりで、令和4年に比べ大きな変化はありませんでした。また、経年的な推移では、各箇所とも上昇傾向にあります。

## 2 地下水採取の自主規制等の状況

水源の保全や地下水の適正利用、自然環境の保全等を目的として、岐阜地域においては「岐阜地区地下水対策協議会」が、西濃地域においては「西濃地区地下水利用対策協議会」がそれぞれ組織され、活動しています。

## 3 今後の方針

引き続き以下の施策の推進に努めます。

- ・水準測量、地下水位観測の継続的な実施
- ・地下水揚水量の適正化を図るよう、「岐阜地区地下水対策協議会」及び「西濃地区地下水利用対策協議会」との連携の強化

## 参考資料

### ○ 濃尾平野全体の地盤沈下の状況

令和5年は、水準点898点のうち742点（約83%）が沈下を示し、沈下域は認められませんでした。

	調査年	濃尾平野	うち岐阜県
沈下点 ( )内は 測量した水準点数	令和5年	742 (898)	161 (161)
	令和4年	229 (893)	25 (169)
沈下域 (km <sup>2</sup> )	令和5年	約 0	約 0
	令和4年	0	0

### ○ 地盤沈下の機構

地盤沈下は、過剰な地下水採取等により、主として粘土層が収縮することで生じる現象です。

地下水は雨水や河川水等の地下浸透により補給されていますが、この補給量以上の量を汲み上げることによって、地下水位が低下し、粘土層の間隙水が排出されて、粘土層が収縮することにより発生します。

#### <参考>

##### 1 東海三県地盤沈下調査会

- ・昭和46年8月設立
- ・構成機関：国土交通省中部地方整備局、同省国土地理院中部地方測量部、東海三県一市等10機関
- ・事務局：国土交通省中部地方整備局河川計画課、同省国土地理院中部地方測量部

##### 2 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

- ・昭和60年4月閣議決定
- ・岐阜・西濃地域（7市11町）は「観測地域」として、地盤沈下・地下水位等の状況の観測又は調査に関する措置を講ずる区域に位置づけられている。

##### 3 西濃地区地下水利用対策協議会

- ・昭和49年6月設立
- ・構成機関：大垣市他1市7町、中部経済産業局、岐阜県及び地下水利用者（令和5年度末現在123事業所）

##### 4 岐阜地区地下水対策協議会

- ・昭和50年7月設立
- ・構成機関：岐阜市他5市3町、中部経済産業局、岐阜県及び地下水利用者（令和5年度末現在30事業所）

##### 5 岐阜県の地盤沈下水準測量地域（岐阜・西南濃地域：5市6町）

- ・岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町